

予算決算委員長報告

去る3月2日に開議されました本会議において、新に設置されました予算決算委員会に付託された「議第49号」から「議第57号」及び「議第72号」までの10件の令和元年度各補正予算及び「議第58号」から「議第70号」までの13件の令和2年度各当初予算の全23件については、3月3日に前期全体会を、3月11日には総務企画分科会を、3月13日には文教福祉分科会を、3月17日には地域振興分科会を、そして3月23日には後期全体会を開催し審査を重ねてまいりましたので、その経過の主な部分と結果を報告いたします。

まず【前期全体会】では、市立病院関係の補正予算及び当初予算を審査いたしました。

病院経営の改革が計画通りに進展せず、本体である市財政へも大きく影響している状況で、多くの委員から厳しい意見が出ました。

中でも、「市立病院は公営企業法の全部適用であり、経営管理、組織体制、職員採用及び給与の決定等の独立した権限を事業管理者に付与されているが、事業管理者を筆頭に市立病院スタッフに本当に危機感があるのか。」との質問があり、執行部からは「今年度の補正予算明細書で示すとおり事業収益は規定予算額に対し約2億円の増、事業費用は規定予算額に対し約2千5百万円の減となり、事業管理者以下、職員の選ばれる病院を目指す取り組みの成果が若干現れてきたと感じている。しかし、病院事業会計への繰入金が増加し続けていることは、非常に反省しており引き続き努力する。」との答弁でした。また、「給与費の適正化について、労使交渉の現況を伺う。」との質問に、執行部からは「現在、妥結といった最終段階にはまだ至っていない。」との答弁でした。更に、「一般会計からの繰出金について、財源確保の明確な根拠の説明を求める。」との質問に、執行部からは「財政調整基金も見込めない状況ではあるが、財政の構造改革の実践及び条例改正により一般財源化が可能な基金も在るので、その時期が来れば議会との協議も想定される。」との答弁でした。また、「昨年12月に示された、5年以内を目途に新病院建設の工事着手を目指すとの方向性は、資金不足比率が20%を超え経営健全化団体となっても可能なのか。」との質問に、執行部からは「建替の際に企業債の借入れができないことへの懸念及び、年度当初の資金ショートへの不安解消のため、今回の補正予算額並びに当初予算額の計上としている。」との答弁でした。更に、「令和2年度の経営改革方針では、新たな病床再編や給与費と人員配置の適正化を掲げているが、資金不足比率の見込が令和元年度よりも悪くなるのはなぜか。」との質問に、執行部からは「退職医師の補充が容易でないことや病床数の削減等を考慮すると、令和元年度と比較して医業収益の減額は否めないが、早急な医師の確保や経営改善に努める。」との答弁でした。

次に【総務企画分科会】では、「議第58号 令和2年度安来市一般会計予算」について、2款1項2目中の「市史編さん事業」に関して、市史は3年程度で制作し、予算の都合上、図鑑のようなものを制作するとの説明に対し、「市史編さんについて、なぜ合併15年という節目なのか、20年でもよいのではないか。」「財政状況を考えても早急に取り掛かる程の緊急性があるのか。」などの質問に執行部からは、「合併して15年経つが、合併以降何も事業として行っていない。市民に歴史を知っていただきたいという市長の強い思いもあり、早急に取りかかりたい。」との答弁でした。

また、2款1項6目中の「国際交流推進事業」に関して、「新型コロナウイルス感染症の拡大、又は政治的な意味も含めて、密陽市との国際交流を継続して行くことが可能である

か。」「今後事業内容の見直しは考えていないか。この内容で国際交流の効果が本当にあるのか。密陽市側も現状のままの交流事業を望んでいるのか。」との質問に執行部からは「新型コロナウイルスが終息すれば、事業を実施していく。」「交流事業の内容見直しに関しては現在のところ考えていないが、行政の交流だけでなく、交流の幅の拡大について今後の課題として検討していく。」との答弁でした。

次に【文教福祉分科会】では、「議第58号 令和2年度安来市一般会計予算」について、1款 総務費、1項6目、企画費のうち「小さな拠点づくり推進事業」について、委員から「事業費の総額はいくらになるか」「この事業は4月から政策推進部に移行されるが、どのように推進していくのか」と質問がありました。執行部からは「事業費の総額に関しては、これから推進協議会を立ち上げ、必要な施設の規模や必要なサービス等を検討いただくところであり、その後に総事業費を算出することになる」「現在も地域センターや関係部署等との連携を図りながら事業を進めているところであるが、部の縦割りという部分でどうしても弊害が出るのが課題であった。そうした状況から、新年度からは政策推進部が部局をまたいで調整し、横の連携を図る形で進めていきたい」との答弁がありました。

また、10款1項1目「給食施設費」のうち、給食センター整備事業について、執行部より「給食センター調理場内の暖房として設置している蒸気ヒーターが、内部の管に穴が開いたため蒸気が漏れ使用できなくなったことにより、蒸気ヒーターの入れ替えの工事費を要求するものである」と説明を受けました。委員からは「なぜ破損したのか」「適切な点検をしていたのか、メーカーに瑕疵はないのか」等の質問があり、執行部から「蒸気ヒーターの未使用期間に、ヒーター内部に通っている銅管に水が滞留し、その水分と空気の境界部分が腐食して穴が開いた可能性がある」「保守点検はヒーターだけでなくダクトも含め年3回行なっている。業者からは、設計ミスのような欠陥があったわけではないと報告を受けている」との答弁がありました。委員から「設置してからわずかしか経っていないのに、腐食により穴が開いたという説明には納得できない」という意見が多く出ました。「原因の究明を徹底的に行なうべきである」との要求に対し、「学校給食の提供が長期休みとなる夏季休暇中に精査を行い、9月定例会議中に結果を報告できるようにしたい」との答弁がありました。

次に【地域振興分科会】では、「議第58号 令和2年度安来市一般会計予算」について、6款1項1目「農業委員会費」に関して、委員から「農業委員会協力員が178名いるが、どのような仕事を行っているのか。併せて手当はどうなっているのか」との質問に執行部からは「農業委員会協力員の選任の方法は基本的に自治会推薦。職務は農地の斡旋に関わる立ち合い、農地利用最適化推進委員の現場活動において集落内の情報を得るために配置している。費用については年間6,000円の報償費」との答弁でした。また6款1項3目農業振興費について「就農・定住パッケージ事業で農業者向けの定住住宅の整備とのことだが、家賃はどれくらいか。また定住された方はどの程度の収入をあげて自立しておられるのか」との質問に、執行部からは「家賃は3万円から3万9,000円で住宅の建設費に応じて若干変動する。また、新規就農者については最初に収支計画を提出して頂き、市・県・JA等で審査を行い、5年後に250万円から280万円の所得となるよう計画している。毎年審査を実施し指導も行っている。いちご、有機葉物野菜では5年後に販売額を1,000万円から2,000万円となる計画をしている」との答弁でした。

また、「議第54号 令和元年度安来市工業団地整備事業特別会計補正予算」に関して、委員から「当事業に反対の立場で発言する。平成30年度議会報告会で、伯太町に工業団地を誘致してくれとの要望があった。その時点では良いことであると考えていた。しかし地盤

や文化財の問題があり事業予算を増額しなければならない状況。当初の詰めが甘かったのではないか。事業は動き出したら止まらない。今しか引き下がるときはない、勇気をもって撤退すべきと思う。工業団地は必要と考えるが仮に事業が順調に進まなかった場合、一般会計からの負担も出てくる。今なぜ工業団地整備を行わなくてはならないのか理由を伺いたい」との質問に、執行部からは「むしろ、今やるべきだとの立場。商工業は地域の雇用を生み出す力が大きい。次の世代へ引き継いで行く意味では農業だけでなく商工業も大事。将来の市民のためには産業基盤として行うべきだと考える。また財政的には一定程度織り込み済み。やれるとしたら今しかないと強く思っている」との答弁でした。別の委員から「工業団地整備は早急に実施しなければならない。やめるなら今だとの発言もあったが、そうであればもっと早い段階で止めるべき。今、用地買収も最終段階、誘致活動も随分進めていて数年後に完成する。現在は新型コロナウイルスの関係で経済が低迷しているが、経済は上向くときも来る。事業を進めるのは今だと思う。誘致活動や用地買収の状況を伺いたい」との質問に執行部からは「工業団地整備については誘致がある程度見込みがある中で進めている。各段階で説明し、参入予定企業には納得して頂いていると認識している。企業との信頼関係の中で話を進め今日を迎えている。新たな誘致の可能性もあると考えており、完売を目指す」、「用地買収の交渉状況は、詳細な数字は申し上げられないが、相手方も市側の基本線的な部分は納得して頂いており微調整ですり合わせを行っているところ。地権者の代表者とも良好な関係を維持しており、当事業そのものに対する反対はない」との答弁でした。また別の委員から「当事業自体に反対しているものではないが、今後の財政状況について丁寧な説明を願いたい。そうすることが各委員の納得につながると思う。病院等も含めて財政運営の見通しはどうか」との質問に執行部からは「当初予算で言えば、財源の確保を基金の取り崩しで賄っている。この構造を変えないといけない。病院も改革を行わないともたない。一般会計と病院会計と一緒に改革を行わないといけない現実がある。また、箱と人をセットで減らすことも考えており、民間への移譲・譲渡を含めて検討して行く」との答弁でした。

そして、【後期全体会】での各分科会の委員長報告に対する質疑では、特出したものは無く内容の確認程度に留まりました。

次に、議案総括審査では「議第58号 令和2年度安来市一般会計予算」の4款1項5目「病院事業会計負担金費」に関して、「経営改革会議並びに安来地域医療連携・整備検討委員会（仮称）での検討結果は、今年の10月の市長任期までに結論を出すのか。また、その意気込みを確認する。」との質問に対し、市長からは「経営改善に向けては全力を挙げて努力したい。また、公営企業法の全部適用を前提として大鉈を振るう改革をしたい。しかし、1年や2年で簡単に結論が出るものではないので、当初の計画で示した期限内にはスピード感を持って結論を出したい。」との答弁がありました。

なお、総括審査の中で幾つかの議案に対して反対である意思表示もありました。

そして、採決においては令和元年度の補正予算の内「議第50号」、「議第51号」、「議第52号」、「議第53号」、「議第55号」、「議第56号」、「議第72号」及び令和2年度当初予算の内「議第62号」、「議第64号」、「議第65号」、「議第66号」、「議第67号」、「議第68号」、「議第69号」の14件は全会一致で執行部提出原案の通り可決すべきものと決しました。

幾つかの異議、反対である旨の発言を踏まえ起立による採決を行った結果、「議第59号」、「議第60号」、「議第61号」の3件は賛成多数により執行部提出原案の通り可決すべきものと決しました。

令和2年度当初予算の内「議第63号」は、異議、反対である旨の発言を踏まえ起立によ

る採決を行った結果、反対多数により執行部提出原案は否決すべきものと決しました。

令和元年度の補正予算の内、「議第 49 号」、「議第 54 号」、「議第 57 号」及び令和 2 年度当初予算の内「議第 58 号」、「議第 70 号」の 5 件についてはそれぞれ修正案の発議があり、提出者の説明後に起立による採決を行った結果、全て賛成多数により修正案のとおり可決すべきものと決しました。

修正案の内容について、佐々木厚子委員ほか 4 名により提出された「議第 49 号」の修正案は、歳入の 18 款 1 項の基金繰入金を「6,000 万円」減額し、「16 億 8,714 万円」とし、歳入合計を「250 億 6,142 万 5,000 円」から「250 億 0,142 万 5,000 円」とする。歳出でも同様に、4 款 1 項の保健衛生費を「6,000 万円」減額し、「14 億 8,303 万円」とし、歳出合計を「250 億 6,142 万 5,000 円」から「250 億 0,142 万 5,000 円」とするものでした。修正理由は、「この度の補正予算において、一般会計から市立病院事業負担金として「1 億 7,200 万円」を計上している。しかし、その内「6,000 万円」は病院改革プランにおいて、本来早期に改善すべきであった職員の給料構造改革を行ってしかるべき相当額であると思っている。よって今回の補正予算は「1 億 7,200 万円」から「6,000 万円」を減額し、「1 億 1,200 万円」を計上すべきと考える。」との説明でした。

次に、作野幸憲委員ほか 4 名により提出された「議第 54 号」の修正案は、第 2 条の繰越明許費を全て削除するものでした。修正理由は、「昨年 12 月定例会議の中期財政計画並びに見通しについての説明で、安来市一般会計の財政状況が今後、急激に悪化していくこと、また文化財調査費や造成工事に伴う伐採工事費の大幅な増加や事業スケジュールの見直しについても報告があり、今年になると新型コロナウイルスが日本はもとより世界中で猛威を振るい、世界経済・日本経済の停滞が顕著となり、国内企業の体力も厳しい状況となってきている。この状況で非常に厳しい一般会計の財政状況、事業費のさらなる増大、新型コロナウイルスによる経済の停滞の中で企業誘致ができるのかなど、現状のまま事業を進めることはあまりにもリスクが大きすぎると考える。安来市としてお金を稼ぐ、つまり歳入を増やす観点からは工業団地整備事業は必要であるが、今後特定目的基金の一般財源化が見込まれる中、中期的な財政状況等を明確に示すことなどリスク回避ができる見通しが立った時点で改めて進めていくべきと考え、繰越明許費を削除する。」との説明でした。

次に、佐々木厚子委員ほか 4 名により提出された「議第 57 号」の修正案は、第 3 条収益的収入及び支出の中の収入を「6,000 万円」減額修正するもので、第 3 条の収益的収入の内、収入の第 1 款病院事業収益の補正予定額を「1 億 9,388 万 5,000 円」から「1 億 3,388 万 5,000 円」に、合計額を「30 億 8,647 万 4,000 円」から「30 億 2,647 万 4,000 円」に修正し、第 3 項特別利益の補正予定額を「1 億 8,701 万 8,000 円」から「1 億 2,701 万 8,000 円」に、合計額を「3 億 1,943 万 9,000 円」から「2 億 5,943 万 9,000 円」に修正するものです。同様に、第 4 条中の当年度分損益勘定留保資金を「7,047 万 1,000 円」から「1,047 万 1,000 円」に、一時借入金を「2 億 4,540 万 8,000 円」から「3 億 0,540 万 8,000 円」に修正するものでした。修正理由は、「議第 49 号」に対する修正案で説明した理由と同様でした。

次に作野幸憲委員ほか 4 名により提出された「議第 58 号」の修正案は、第 1 条の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ「2 億 4,733 万 5000 円」を減額修正し、第 1 条 1 項中「247 億 4000 万円」を「244 億 9266 万 5000 円」に修正するものです。更に第 1 条 2 項第 1 表中の歳入で 18 款 1 項繰入金の基金繰入金を「2 億 4733 万 5000 円」減額し、「13 億 8646 万 4000 円」とし、歳入合計「244 億 9266 万 5000 円」とする。また、歳出で 4 款 1 項の衛生費の保健衛生費を「1 億 7600 万円」減額し、「13 億 3849 万 7000 円」にし、7 款 1 項の商工費の商工費を「7133 万 5000 円」減額し、「8 億 1451 万 3000 円」とするものでした。修正理由は、「安来市立病院事業会計負担金について、令和 2 年度が安来市立病院新改革プラン

の最終年になるが、しかし給与構造の改革については、未だ職員組合との合意もなされていないのが現状である。このままでは、改革プランの成果は全く望めなく今後の取り組み状況を踏まえたうえで、必要に応じて補正協議とすべきと考え、減額するものでした。また、7款1項2目の商工業振興費の工業団地整備事業特別会計繰出金については、「議第54号」に対する修正案で説明した理由と同様でした。

次に、佐々木厚子委員ほか4名により提出された「議第70号」の修正案は、第3条収益的収入及び支出の中の収入を「1億7,600万円」減額修正するものです。第3条の収益的収入の内、収入の第1款病院事業収益の予定額を「29億0,363万2,000円」から「27億2,763万2,000円」に、第3項特別利益の予定額を「2億5,752万9,000円」から「8,152万9,000円」に修正し、第4条中の「当年度分損益勘定留保資金3,490万6,000円」を削除し、一時借入金の「2億6,338万7,000円」を「2億9,829万3,000円」に修正するものでした。「修正理由は、令和2年度の一般会計当初予算では市立病院へ8億円の病院事業会計負担金が計上されたが、現在の安来市の一般会計は、基金も減り、数年後には予算も思うように組めないような状況に陥ると危惧されている。このように安来市本体の財政が厳しくなっている今、病院事業に8億円を負担する余裕はなくなっている。市立病院改革プランの中には、一般会計からの繰入金は令和2年度「6億2千400万円」と記されており、厳しさが増す安来市の財政運営の中、病院と共倒れするようなことがあってはならず、病院も今一度、原点に立ち返り、この改革プラン通りの繰入計画で病院の経営改善に向けて努力されたい。」との説明でした。

以上、委員長報告といたします。